



# 広報 うけどがわ

<p>平成22年7月1日 第12号</p>	<p>水土里ネット請戸川 請戸川土地改良区 (南相馬市小高区・浪江町・双葉町)</p>	<p>〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地 TEL (0240) 34-4200 TEL (0240) 34-4194 TEL (0240) 34-2661 FAX (0240) 34-4821 E-mail: uld@ukedogawa.jp URL http://www.ukedogawa.jp</p>
---------------------------	---	---



同意書の受付については皆様のご協力を頂きましてありがとうございました。



▲新請戸川事業について地域ごとに説明会を実施しました。



**理事長挨拶**

請戸川土地改良区  
理事長 馬場 有

双葉町・浪江町・南相馬市小高区の農業農村整備事業推進に当たりまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

南相馬市小高区において、桃内地区・大井塚原地区のほ場整備事業が関係権利者の皆様のご協力の下総事業費約59億円をもって事業主体の福島県営事業が終了しました。整備された水田が完了された当地区は集落営農に取り組み営農改善組合を基盤に生産組合並びに株式会社アグリファームみらいが水稻・大豆等の集団作付けに取り組み、土地利用型農業の地域リーダーとして「後継者不足」「集団転作」「機械利用効率化」「遊休農地解消」「作業労働力省力化」から米依存型経営から複合経営移行の必須が試行確認されてきています。今後計画実施予定の飯崎・村上・福岡・羽鳥・田尻地区の先進事例地区に期待されます。

平成22年度事業着手の「新請戸川地区」は総事業費58億円で国営事業採択を受けました。本年度は1億5千万円の予算が確保され施行申請の同意書を行政区単位にお願いしてきました。特に行政区長様を始め、権利者のご理解を賜り深く感謝申し上げます。

よって幹線用水路の度重なる漏水事故等の修繕を国営事業(補助率95%)として早期着工を要請してまいります。そして地域経済の不透明な時こそ私たち組合員が依存すべきは家族・地域・所属企業の地域社会であり、田園の結い絆の再構築を願い、生存基盤の次世代へと継承するため農村整備を推進する事が急務でありますので、御指導・御支援をお願い申しあげます。

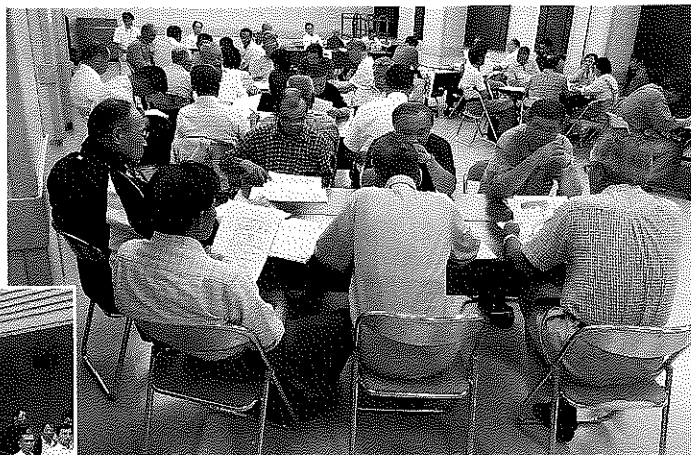




### 桃内地区事業完了

桃内地区県営経営体育成基盤整備事業が平成21年度完成しました。平成8年度着手により関係組合員351名全体面積200.7haが平成21年9月30日換地会議出席・書面議決者316名全員の賛成により決定され、登記完了されました。

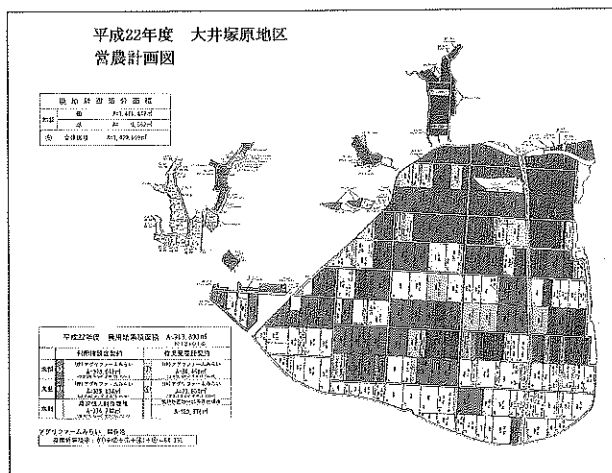
平成6年度着手の小高南部地区として事業認可をうけましたが、補助制度改正により地区分割の桃内地区が平成11年度着手により関係組合員133名全体面積44.2haは平成21年度完了しました。今後小高南部・桃内の全体として平成23年度精算業務が執行されますのでよろしくお願いいたします。



### 大井塚原地区事業完了

大井塚原地区県営経営体育成基盤整備事業平成21年度完成しました。平成11年度着手され海拔0m地帯の盛土工法・浅層暗渠工法・工事着手前の換地計画原案承認、集団転作からそば・大豆・里芋・トルコキキョウ・水稻直播等の取り組みから二集落一農場の集落営農が始まりました。

よって塚原湛水防除機場の改修整備により湛水機能が発揮され、転作作物計画が可能になりました。





### 津島地区事業完了

平成13年度から実施しておりました津島地区の南上、下津島、小塚換地工区の換地計画については換地処分登記まで完了いたしました。(県営中山間地域総合整備事業 津島地区)

#### 《南上工区》

工区面積 55,599㎡ 権利者数 16名

##### 《換地業務経過》

- ・従前の土地評価 平成13年12月2日
- ・換地計画原案図作成 平成14年1月29日
- ・一時利用地の指定 平成19年4月10日
- ・工事後の土地評価 平成19年12月12日
- ・換地計画決定 平成21年10月29日
- ・換地処分公告 平成22年2月2日
- ・換地処分登記 平成22年3月16日

#### 《下津島工区》

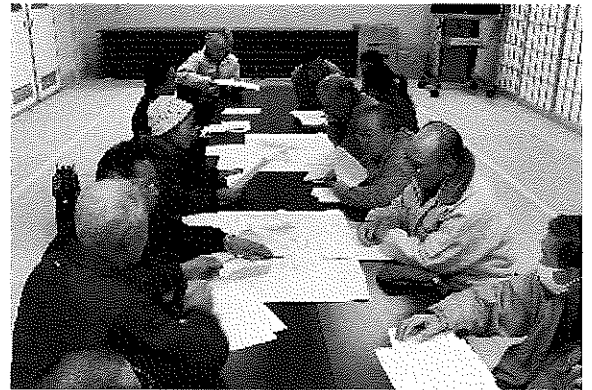
工区面積 26,631㎡ 権利者数 11名

##### 《換地業務経過》

- ・従前の土地評価 平成13年12月2日
- ・換地計画原案図作成 平成14年2月27日
- ・一時利用地の指定 平成19年4月10日
- ・工事後の土地評価 平成19年11月10日
- ・換地計画決定 平成21年9月3日
- ・換地処分公告 平成21年12月18日
- ・換地処分登記 平成22年1月18日



換地計画を決定する権利者会議 (南上工区)



換地計画について何度も受益者会を行ってきました。

#### 《小塚工区》

工区面積 18,200㎡ 権利者数 2名

##### 《換地業務経過》

- ・従前の土地評価 平成12年12月17日
- ・換地計画原案図作成 平成13年3月22日
- ・一時利用地の指定 平成19年4月10日
- ・工事後の土地評価 平成20年3月5日
- ・換地計画決定 平成21年6月10日
- ・換地処分公告 平成21年8月18日
- ・換地処分登記 平成21年8月26日

### 両竹地区事業完了

事業名	基盤整備促進事業両竹地区 A=125ha
総事業費	149,400,000円
総事業量	水路工 L=1,227m (L型水路2,700×1,000 大型水路1,200×700)
補助率	国50% 県16% 地元34%
工期	平成16年度～平成21年度
請負業者	藤本建設株式会社・有限会社浪江コンサルタント



水路からの取水が十分確保できる水位はどのくらいだろう。



水路整備により、用水の有効な活用ができるようになりました。

## 国営新請戸川地区関係の同意書受付状況（平成22年6月9日現在）

組合員の皆様には農繁期のたいへんお忙しい中、国営新請戸川事業及び関係機関の維持管理変更計画書の同意書受付について、99ヶ所の各集落会場、又は事務所にお招き頂き誠にありがとうございます御座いました御礼申し上げます。しかしまだ同意率が全体の平均約74.7%とまだ100%に達していないので、今後とも同意書のご承諾ご協力をよろしくお願い申し上げます。

まだ同意書受取を得られてない組合員の方々については、事務所に届けるか、地区役員に届けて頂きますようお願い申し上げますとともに、同意書の回収についてご協力お願い致します。

### ■各市町別同意率（平成22年6月9日現在 全資格者総数4,364人）

市町名	維持管理計画書変更	新請戸川国営事業	新請戸川地区	新請戸川地区
南相馬市小高区	1,613人	981人	693人	70.6%
双葉郡浪江町	2,007人	1,230人	934人	75.9%
双葉郡双葉町	744人	744人	582人	78.2%
合計	4,364人	2,955人	2,209人	74.7%

### ■国営新請戸川地区事業費負担額の内容（平成22年3月30日総代会決議）

負担金名	負担金予定期間	負担金徴収の内容	年10a当り/円
償還準備積立金	平成23年～平成28年の6年間予定	事業期間中6年間予定積立金	500円
事業完了償還計画予定	平成29年～平成41年の13年間予定	事業完了後正式な償還金を再計算	500円前後予定

※この度、「同意書内容」の送付先に至り、資格者の住所、氏名等の錯誤、又は、別の資格者へご案内の手違いが多数寄せられ、誠に申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。

最後に、同意書回収にあたり、各集落会場、各個人の自宅訪問回収において、区長様、役員様、地区協力員の皆様には、ご苦勞ご協力たいへん誠にありがとうございます御座いました。



(写真中央) 請戸川土地改良区、庶務会計理事 牛渡喜一郎理事

## 南棚塩地区が農林大臣表彰受賞

県営経営体育成基盤整備事業「南棚塩地区」において、平成10年度から平成20年度の事業実施期間の中で、農用地利用集積委員会を設立し、アンケートの実施や農地集積に関する説明会、地区内の中核農家との話し合いにより、農用地集団化事業を実施した結果、農地の集団化率が83.1%を達成。また、新たな生産組織ファームたなしおを設立し、基幹3作業以上の受委託を主とする農地の集積（事業実施前15.7%、事業実施後48.7%）を行い、大型機械の導入、有効利用等による生産コストの低減を実現した事が評価され、平成22年3月17日、宮城県仙台市のKKRホテル仙台において、請戸川土地改良区が農林大臣表彰を受賞いたしました。

平成22年度  
一般会計

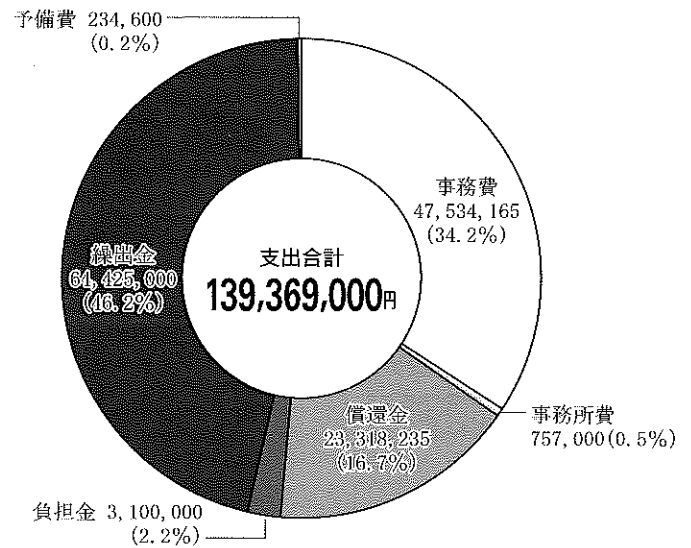
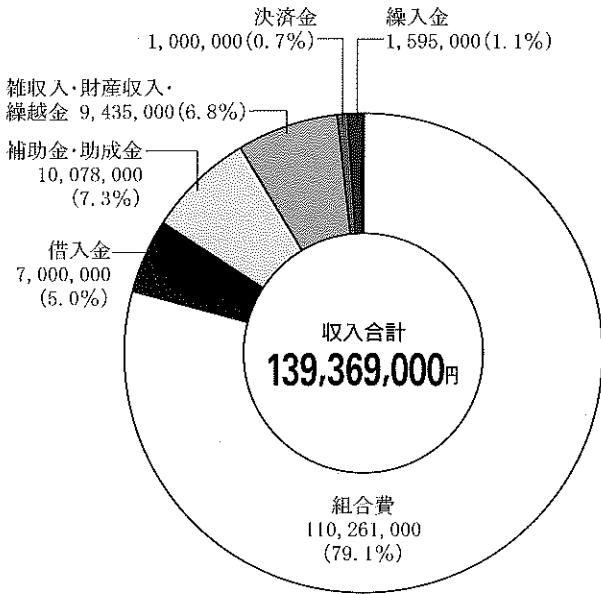
予算総額 **139,369** 千円

平成22年3月30日開催の平成21年度通常総代会において、事業計画、一般会計特別会計の予算が慎重審議により、次の通り議決されました。

一般会計収支予算

【平成22年度地区面積及び組合員数】

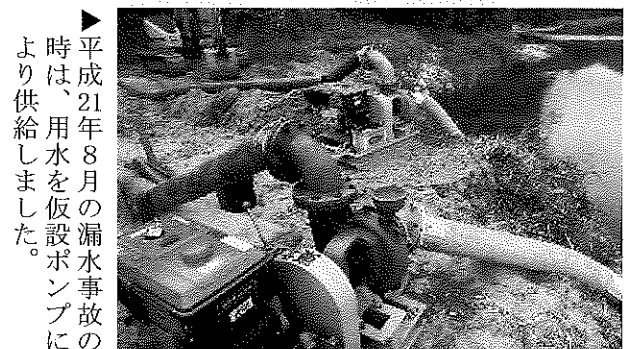
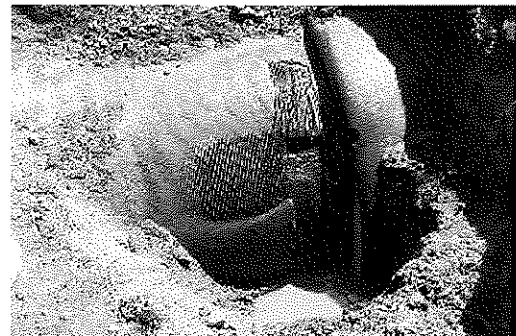
総地区面積 4,400ha  
組合員数 4,359人



【土地改良施設の維持管理事務事業】

- (1) 国営造成施設の維持管理 (継続)
- (2) 県営造成施設台帳の整備、維持管理事務 (継続)
- (3) 小高地域・浪江地域・双葉地域水利防災体制の維持管理整備事務 (継続)
- (4) 都市計画区域内の地域用水・生活用水通常還元体制維持管理整備事務 (継続)
- (5) 農業用水路の水質汚濁防止対策の為の合併浄化槽設置の普及促進事務 (継続)
- (6) 農業施設の清掃参加者傷害保険加入による清掃作業実施連絡の啓蒙事務 (継続)
- (7) 農業施設の保守点検管理者傷害保険に加入を直接維持管理組合組織に紹介啓蒙事務 (継続)
- (8) 土地改良施設の使用 (宅地出入口・他用途等) 承認に関する事務 (継続)
- (9) 土地改良施設の水路施設使用契約の協議請求締結事務 (継続)
- (10) 土地改良施設への生活雑排水放流に関する協議請求事務 (継続)
- (11) 公共事務 (県・町)との土地改良施設利用協議事務 (継続)
- (12) 開発行為に関する協議請求事務 (継続)

平成21年8月と平成22年3月に高瀬右岸幹線用水路のパイプラインが破損いたしました。このため大柿ダムからの用水が通水停止となってしまう、大変ご迷惑をおかけしました。また、ご協力していただいた皆様には大変お世話になりました。



▶ 平成21年8月より、平成22年8月の漏水事故により、供給されました。

平成22年度実施する土地改良事業

負担率は国県補助残率  
(単位：円)

番号	事業地区名	事業名	事業内容	事業費	負担率
<b>A. 維持管理促進事業</b>					
(1)	大柿ダム地区	国営造成施設管理受託事業	ダム施設点検整備	17,367,000	30%
(2)	焼築頭首工地区	基幹水利施設維持管理受託事業	頭首工施設点検整備	5,348,000	40%
(3)	基幹施設地区	基幹施設維持管理事業	幹線水路点検整備(国営幹線、頭首工他)	5,591,000	100%
(4)	小高地域	土地改良施設維持管理事業	施設維持管理事務(吉名頭首工・小高江)	1,085,000	100%
(5)	請戸川地区	国営造成施設管理体制整備促進事業	国営造成施設整備(管理体制型・高度化)	7,130,000	62.5%
(6)	請戸川地区	請戸川地域維持管理事業(小高区、浪江町、双葉町)	土地改良施設への生活雑水、雨水排水放流に関する協議事務	321,000	0%
(7)	加倉江用水路他6地区	土地改良施設維持管理適正化事業拠出金	適正化事業加入に伴う拠出金事務	2,152,000	40%
(8)	大柳用水路	土地改良施設維持管理適正化事業	用水路の補修	6,500,000	10%
<b>B. 土地改良促進事業</b>					
(9)	飯崎地区	経営体育成基盤整備事業	地区内農地等状況調査、換地計画基準作成 他	70,000,000	0%
(10)	細谷地区	非補助調査計画事業「区画整理全体概要調査事業」	変更計画調査設計	2,430,000	100%
(11)	両竹地区	基盤整備促進事業「かん排型」	維持管理事務	2,038,000	100%
(12)	田尻地区	経営体育成基盤整備事業	調査設計事業	560,000	100%
(13)	村上福岡地区	農用地等集団化事業	調査設計事業	5,729,000	100%
<b>C. 農地集積促進事業</b>					
(14)	飯崎地区	県営経営体育成促進事業(基盤整備関連流動化促進事業)	農地集積面積50%以上経営・増加率20%越える目標活動	2,000,000	0%
(15)	上川原地区	担い手育成支援事業「借入利子支援」	担い手支援経営面積増加率30%越える目標活動	77,000	0%
(16)	石熊山田地区	担い手育成支援事業「借入利子支援」	担い手支援経営面積増加率30%越える目標活動	116,000	0%
<b>D. 精算金事務</b>					
(17)	八竜内地区	基盤整備促進事業(精算金事務)	農道整備にかかる町負担金及び地元負担金の精算事務	2,320,000	0%
(18)	津島地区	県営中山間地域総合整備事業「区画整理」	換地精算金事務	1,065,000	0%
(19)	大井塚原地区	県営経営体育成促進事業(県営ほ場整備事業)	換地精算金事務	71,256,000	0%
(20)	桃内地区	県営経営体育成促進事業(県営ほ場整備事業)	換地精算金事務	97,140,000	0%
<b>E. 調査計画促進事業</b>					
(21)	大井頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(22)	鳥喰水門地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(23)	苅宿頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(24)	宮下頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(25)	下条頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(26)	大堀用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(27)	猿田用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(28)	堤の上第2溜池地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(29)	丈六溜池地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(30)	古堤溜池地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(31)	小野田第1用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(32)	両竹中田頭首工地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(33)	酒井用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(34)	小野田第2用水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(35)	東畑排水路地区	土地改良施設維持管理適正化事業	(実施希望) 調査計画、農業用排水施設の整備補修		40%
(36)	川房地区	基盤整備調査計画事業	調査計画事業		%
(37)	飯崎地区	基盤整備調査計画事業	調査計画事業		%
(38)	迫田地区	非補助基盤整備事業	調査計画事業		%
(39)	小高浪江双葉地域	高速自動車道路関連設備要望概要調査事業	土地改良施設協議請求		%
(40)	久保谷地区	基盤整備調査計画事業	調査計画事業		%
(41)	福田迫地区	基盤整備調査計画事業	調査計画事業		%
(42)	室原加倉地区	土地改良総合整備事業	調査計画		%
(43)	請戸川地区	国営造成施設水利権更新事業	現況堰・溜池調査		%



# 賦課金について

土地改良区の賦課金は、農業用用・排水を利用する現況田・地目田を受益地として賦課発行をします。期限内の納入をよろしくお願い致します。(平成22年3月30日総代会議決)

## 1. 運営賦課金

賦課期日：7月1日 徴収期日：8月2日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (ha)	10aあたり賦課金
經常賦課金	39,758,000	3,551	1,000
		849	500
大柿ダム	32,292,000	A地区 3,008	950
		B地区 529	700
		C地区 14	100
基幹施設	19,634,000	A地区 3,008	600
		B地区 529	300
合計	91,684,000		

## 2. 維持管理賦課金

賦課期日：7月1日 徴収期日：8月2日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (m <sup>2</sup> )	10aあたり賦課金
小高江	176,000	1,076,368	164
吉名頭首工	155,000	451,669	344
合計	331,000		

## 4. 事業賦課金

賦課期日：11月1日 徴収期日：11月30日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (m <sup>2</sup> )	10aあたり賦課金
桃内	19,915,000	2,008,910	9,914
大井塚原	12,410,000	1,420,509	8,736
八竜内	1,825,000	141,993	12,853
津島	事業償還 1,000,000	羽附 96,503	3,384
		南上 49,537	5,193
		下津島 25,645	4,885
		沼和久 77,347	3,094
		小塚 17,744	2,899
	用水路償還 96,000	鬼丸 20,546	1,590
		大和久 24,697	310
		小沼 11,980	150
		上冷田 40,136	930
		桧山 26,704	170
		小塚 56,632	230
飯崎	4,620,000	702,440	6,578
小高江	40,000	1,076,368	38
合計	39,906,000		

## 3. 償還賦課金

金融機関の徴収手数料52円をご負担頂いております。

賦課期日：11月1日 徴収期日：11月30日 (単位：円)

施設	賦課金総額	対象面積 (ha)	10aあたり賦課金
下耳谷	892,000	53,977	16,526
柏木迫	373,000	区画 16,871	20,393
		暗渠 26,900	986
小高瀬	170,000	24,998	6,772
上川原	2,319,000	125,706	18,448
井手	1,375,000	99,751	13,791
立野	7,456,000 集積促進費 △ 2,290,000 9,746,000	開水路・用排 343,371	2,450
		パイプライン 1,526,776	4,826
		開水路・50% 45,569	1,202
		開水路・25% 66,600	576
		区画・整備 51,906	4,483
		区画・畦畔 279,559	2,025
		暗渠排水 16,672	1,318
		客土 7,256	2,047
澁川	3,027,000	172,919	17,504
		石熊山田 261,940	19,936
合計	20,834,000		



▲空気弁施設の排水・点検状況

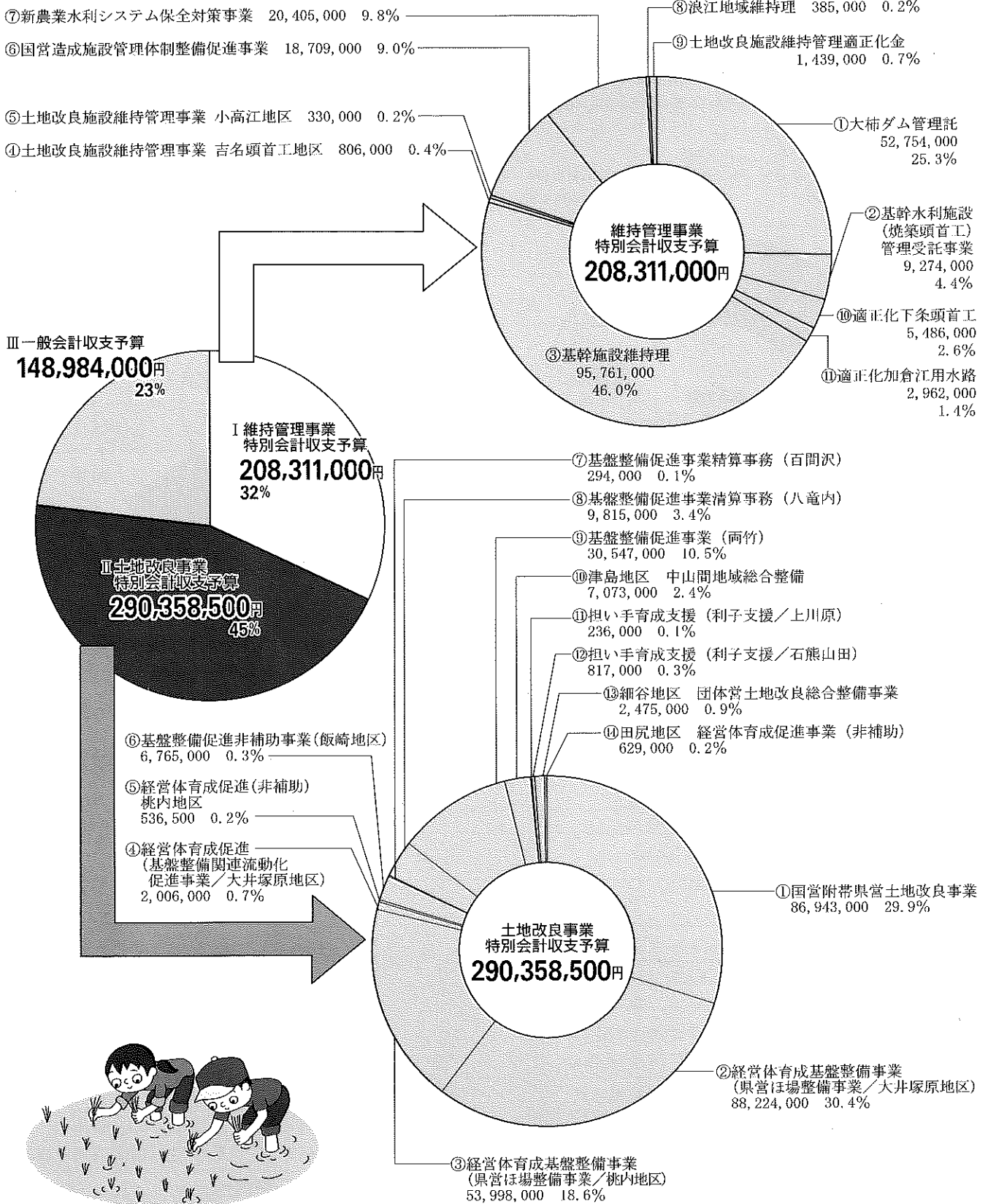
水の安定供給のため、用水施設の見回りや点検を行っています。

※小高江地区については維持管理賦課金と同じ7月1日賦課期日となっておりますので、よろしくお願い致します。



# 平成21年度の予算が確定

平成22年3月30日開催の通常総代会において、年度内最終補正予算が承認されました。



平成20年度  
一般会計 **143,148,504** 円の決算報告

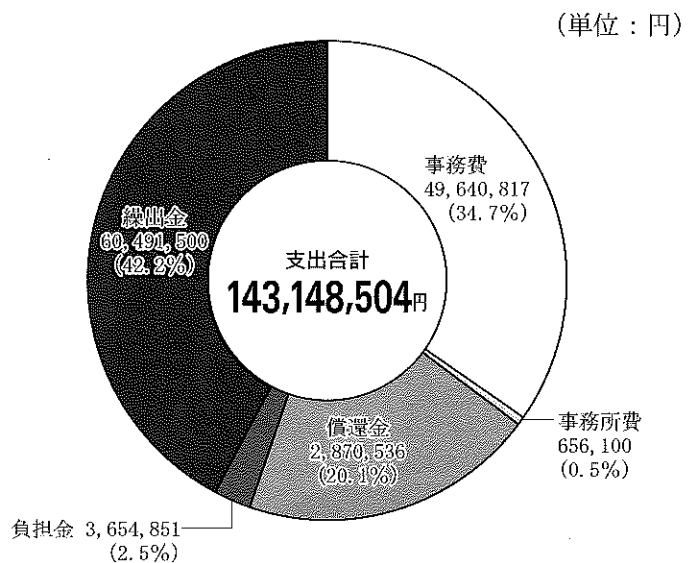
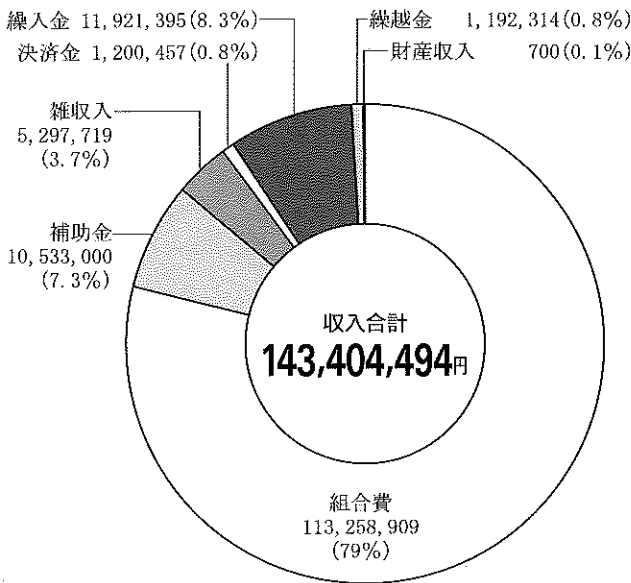
平成21年9月1日開催の平成21年度臨時総代会において、一般会計・特別会計の決算が審議され、次の通り承認されました。

●財務状況の公表●

平成20年度請戸川土地改良区一般会計収入支出、並びに財務の状況を規約第44条の規定により公表します。

平成20年度一般会計は、組合員さんの賦課金と一市二町(南相馬市・浪江町・双葉町)の大切な補助金等によって構成されています。財政の綿密な確認と事務の効率運営を図ってまいりました。

一般会計収支決算



【維持管理事業特別会計】

収入の部

会計区分/項目	受託金	補助金	適正化事業交付金	その他	計
大柿ダム管理受託事業	18,306,000	0	0	32,693,309	50,999,309
基幹水利施設(焼築頭首工)管理受託事業	6,025,000	0	0	4,141,570	10,166,570
基幹施設維持管理事業	88,393,000	0	0	37,352,695	125,745,695
小高江地区土地改良施設維持管理事業	0	0	0	277,524	277,524
吉名頭首工地区土地改良施設維持管理事業	0	560,000	0	242,336	802,336
国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」		7,192,000	0	11,843,090	19,035,090
新農業水利システム保全対策事業	0	12,539,930	0	620,835	13,160,765
浪江地域維持管理事業	0	0	0	353,137	353,137
土地改良施設維持管理適正化事業拠出金	0	699,400	0	708,334	1,407,734
収入合計	112,724,000	20,991,330	0	88,232,830	221,948,160

支出の部

会計区分/項目	管理費	整備補修費	償還金	分担金/負担金	その他	合計
大柿ダム管理受託事業	26,587,896	0	0	16,786,000	4,500,000	47,873,896
基幹水利施設(焼築頭首工)管理受託事業	9,073,166	993,000	0	0	0	10,066,166
基幹施設維持管理事業	111,819,714	231,000	0	5,223,750	5,360,205	122,634,669
小高江地区土地改良施設維持管理事業	128,187	0	0	0	40,000	168,187
吉名頭首工地区土地改良施設維持管理事業	296,808	504,000	0	0	0	800,808
国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」	16,620,621	2,403,308	0	0	0	19,024,001
新農業水利システム保全対策事業	155,622	13,003,000	0	0	0	13,158,622
浪江地域維持管理事業	170,000	0	0	0	0	170,000
土地改良施設維持管理適正化事業拠出金	0	0	0	1,407,400	0	1,407,400
支出合計	164,852,014	17,134,380	0	23,417,150	9,900,205	215,303,749

平成20年度  
特別会計

782,238,870円の決算報告

【土地改良事業特別会計】

収入支出差引残金は、平成21年度特別会計に繰越を致しました。

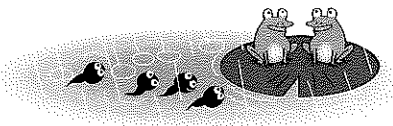
H20年度総地区面積  
4,405ha  
4,378人



▲子供達が参加して、田んぼの  
その周辺の水路を歩き、生き  
物の調査を行いました。



▲田んぼ周辺の生態系は、持  
続的な農業が営まれることによ  
り成立しています。これは、  
農業地域が発揮している重要  
な機能です。



収入の部

(単位：円)

会計区分/項目	賦課金	補助金/支託金	借入金	その他	計
国営附帯県営土地改良事業	0	85,510,123	0	12,745	85,522,868
大井塚原地区 経営体育成基盤整備事業	16,442,458	16,857,750	5,743,774	21,715,568	60,759,550
桃内地区経営体育成基盤整備事業	20,545,174	10,633,350	6,200,000	4,352,849	41,731,373
大井塚原地区 経営体育成促進備事業	0	2,000,000	0	4,204	2,004,204
飯崎地区基盤整備促進事業 (農地等集団化)	0	4,259,000	0	10,950	4,269,950
両竹地区基盤整備促進事業	1,143,346	27,424,000	0	2,616,240	31,183,586
津島地区中山間地域総合整備事業	1,677,121	3,564,453	0	4,025,800	9,267,374
上川原地区担い手育成支援事業	0	171,000	0	981	171,981
石熊山田地区担い手育成支援事業	0	116,000	0	925	116,925
細谷地区 団体営土地改良総合整備事業	0	0	0	2,474,599	2,474,599
田尻地区経営体育成基盤整備事業	0	0	0	627,413	627,413
桃内地区経営体育成促進事業 (非補助)	0	0	0	303,580	303,580
双葉東部地区繰上償還等精算事務	0	0	0	7,528,851	7,528,851
南棚塩地区経営体 育成基盤整備事業(精算事務)	0	13,989,150	0	322,135,466	336,124,616
百間沢地区基盤整備促進事業 (精算事務)	0	0	0	292,807	292,807
八竜内地区基盤整備促進事業 (精算事務)	2,086,763	3,363,000	0	4,014,940	9,464,703
収入合計	41,894,862	167,887,826	11,943,774	370,117,918	591,844,380

支出の部

(単位：円)

会計区分/項目	事業費	分担金/負担金	事務費	借入金償還金	その他	計
国営附帯県営土地改良事業	0	0	0	85,510,123	602	85,510,725
大井塚原地区 経営体育成基盤整備事業	16,857,650	5,743,774	3,469,668	17,134,294	8,523,638	51,729,024
桃内地区経営体育成基盤整備事業	10,633,350	6,200,000	4,545,670	18,512,395	783,564	40,675,479
大井塚原地区 経営体育成促進備事業	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
飯崎地区基盤整備促進事業 (農地等集団化)	4,212,671	0	46,475	0	0	4,259,146
両竹地区基盤整備促進事業	27,700,000	69,200	280,000	0	484,750	28,533,950
津島地区中山間地域総合整備事業	3,549,000	227,450	32,712	1,061,107	2,586,816	7,457,085
上川原地区担い手育成支援事業	0	0	0	147,000	24,000	171,000
石熊山田地区担い手育成支援事業	0	0	0	116,000	0	116,000
細谷地区 団体営土地改良総合整備事業	0	0	0	0	0	0
田尻地区経営体育成基盤整備事業	0	0	0	0	0	0
桃内地区経営体育成促進事業 (非補助)	0	0	67,869	0	0	67,869
双葉東部地区繰上償還等精算事務	0	0	5,172	0	4,698,482	4,703,654
南棚塩地区経営体 育成基盤整備事業(精算事務)	12,695,208	0	825,975	0	322,505,513	336,026,696
百間沢地区基盤整備促進事業 (精算事務)	0	0	0	0	0	0
八竜内地区基盤整備促進事業 (精算事務)	0	0	148,666	2,172,827	3,363,000	5,684,493
支出合計	77,647,879	12,240,424	9,422,207	124,654,246	342,970,365	566,935,121

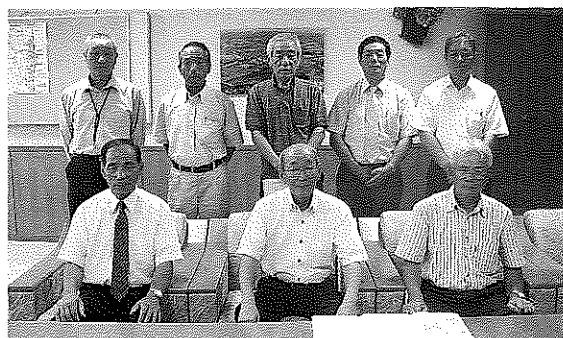
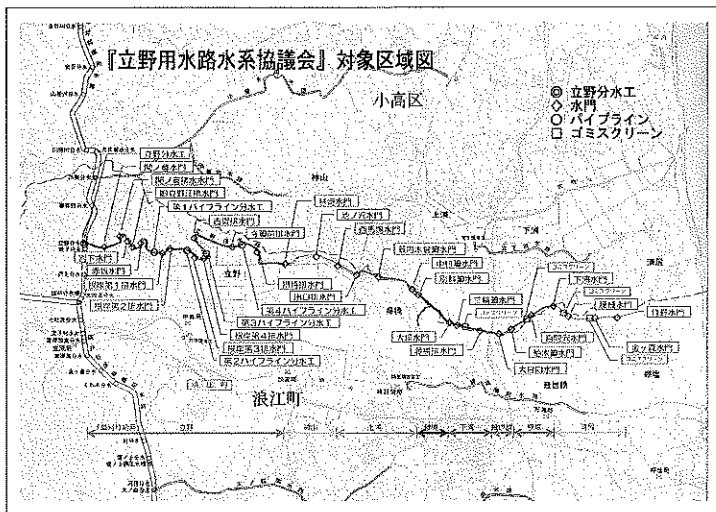


### 土地改良施設維持管理

改良区と共同で水路・親水施設等の清掃や緑化活動等を行うことにより、利用者のマナー向上と、清潔で快適な地域づくりを推進するための活動が円滑に実施できるよう、その内容について決めました。

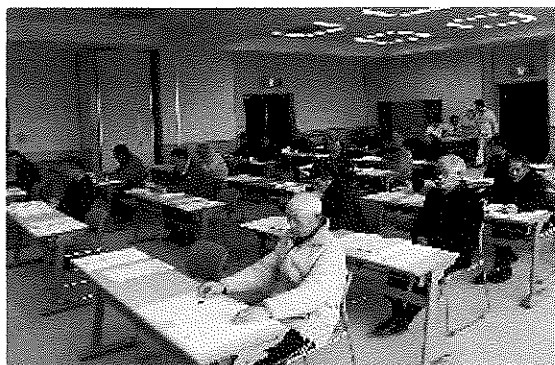
#### <立野用水路水系協議会>

- 会 長 立野水路維持管理組合長
- 副会長 下浦行政区長
- 副会長 金ヶ森ため池上江水路組合長
- 会 員 池ノ沢水利組合長
- 浪江町藤橋水路維持管理組合長
- 両大字幾世橋行政区長
- 上浦営農改善組合長
- 浦尻江下会長

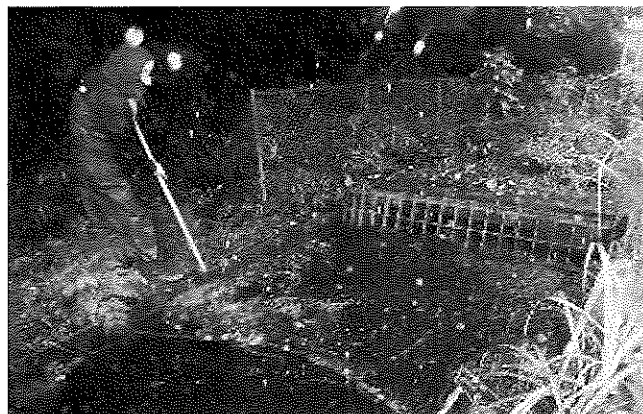


◀立野用水路維持管理協定締結調印式

土地改良施設41施設の33名の管理人さんにより、平成21年度の各施設の管理状況について発表しました。また、大柿ダム、及び改良区の維持管理事業の報告と、平成22年度の取水計画等について打合せ会を実施致しました。(平成22年 3月)



用水及び排水が効率良く通水出来るよう、水路の清掃、施設点検等の維持管理を行うとともに、施設見学会等を開催して、施設の役割、危険箇所等についての啓蒙活動も行っております。



# 組合員の皆様へお願い

下記のような場合には、必ず手続きをお願いします

## ※組合員の資格に異動があった場合（組合員資格得喪通知）

- ・生前一括譲与をする場合
- ・組合員が死亡した場合
- ・組合員の住所変更の場合
- ・農業者年金を受給する場合（経営移譲による）
- ・売買・賃借権・利用権等で資格が移った場合

## ※賦課金の口座振替

- ・組合員の交代に伴い、口座を変更する場合
- ・新規で口座振替を希望する場合  
（本土地改良区または農協さんに依頼書がありますので、通帳、お届け印をご持参の上お申し込み下さい。）
- ・届出口座を解約した場合  
（賦課金の口座振替は、納入期限日を行うことを基本としております。連絡等の行き違いにより納入期限が過ぎ延滞金が発生します。）

## ご注意下さい!!

公共機関（市町村、農業委員会、法務局、農協等）の所有者名・面積などの変更手続きを行っても土地改良区の組合員、土地台帳は変更されませんので、公共機関で変更の申請を行った場合には、本土地改良区への申請もお願いします。

名寄せ台帳は本土地改良区にありますので、随時閲覧ができます。

必要に応じて本人であることの確認ができれば、写しを交付することもできます。

各届出用紙は、土地改良区にあります。

（または、ホームページの申請書をダウンロードして下さい。）

手続き等、ご不明な点がありましたら当土地改良区へ。

電話でも結構です。お気軽にご相談下さい。

TEL **0240-34-4200** FAX **0240-34-4821**



土地改良事業に情熱を持って貢献できる方の応募をお待ちしております。

◆募集期間 平成22年10月6日(金)～29日(金)  
(10月29日消印のものまで受け付けます)

◆応募方法 所定の申込用紙に必要事項を記入しご応募ください。

◆応募用紙の配布 平成22年10月1日～ 請戸川土地改良区事務所で配布します。  
(郵便請求もできます。返信先を明記し120円切手を貼った角2号封筒を同封の上請求してください。)

【応募先・問い合わせ】 〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地  
請戸川土地改良区 管理課

☎ 0240-34-4194 FAX 0240-34-4821

平成23年度  
職員を  
募集します



## ※農地を転用する場合

- ・農地を宅地等に転用する場合
- ・田を畑に転用した場合
- ・農地を公共事業用地として転用した場合（道路・河川・水路等）

当土地改良区の地区内にある農地（田）を宅地、道路等の目的に転用する場合は、農業委員会に申請する前に、転用組合員と転用関係者の連名で「農地転用等の通知書」と「地区除外申請書」を提出して下さい。転用を申請した際には決済金の納付が必要となります。

転用を申請した際には決済金の納付が必要となります。

【地区除外決済金の基準】（1,000㎡あたり）

A地区	65,000円
B地区	54,000円
C地区	36,000円
D地区	34,000円



## ※土地改良施設等を利用する場合

（目的以外に使用する時は当土地改良区の手続きを必要とします）

- ・生活雑排水や雨水排水・合併浄化槽処理水を放流するとき。  
（以前に許可を取っていても、新たに合併浄化槽を設置した場合は申請が必要です）
- ・土地改良施設を出入口等で他目的に使用する場合（水路に橋をかける場合など）
- ・改良区施設の使用を停止した場合や、公共下水に接続した場合

平成21年8月26日から請戸川土地改良区土地改良施設使用規程が新しくなりました。

土地改良施設他目的使用承認申請書 …… ① } 土地改良区にあります。  
 請戸川土地改良区管理施設使用契約書 …… ② }

①は小高区、浪江町、双葉町の施設を対象に提出頂いております。

②は従来、浪江町の施設のみ対象として契約をしておりました。

（合併前の旧浪江町土地改良区からの引継ぎによるため）

新しい規程から小高区、浪江町、双葉町の施設を対象として契約を行うこととなりました。

### 【手数料の種類と金額】

(1) 地区除外申請手数料（意見書交付・図上照合を含む）	1件	2,000円
(2) 地区除外現地調査手数料	1件	3,000円
(3) 土地改良施設他目的使用承認手数料	1件	30,000円
(4) 土地改良施設他目的使用に係る現地調査手数料	1件	3,000円
(5) 公簿・区分書の謄（抄）本、その他諸証明書交付手数料	1件	200円